

令和4年6月

大東市議会

定例会議会議案

提 出

令和4年6月3日



## も く じ

報告第 2号	和解に係る専決処分の報告について-----	1
報告第 3号	訴えの提起に係る専決処分の報告について-----	3
報告第 4号	令和3年度大東市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につ いて-----	5
報告第 5号	令和3年度大東市水道事業会計予算に係る繰越額の使用に関 する計画の報告について-----	9
議案第29号	令和4年度大東市一般会計補正予算（第2次）について-----	別冊
議案第30号	令和4年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第1次） について-----	別冊
議案第31号	大東市固定資産評価審査委員会委員の選任について-----	12
議案第32号	人権擁護委員の候補者の推薦について-----	13
議案第33号	財産の取得について-----	14
議案第34号	財産の貸付けについて-----	15
議案第35号	大東市地域防災計画の変更について-----	別冊
議案第36号	大東市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正 する条例について-----	17
議案第37号	大東市附属機関条例の一部を改正する条例について-----	19
議案第38号	大東市立放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例につい て-----	21



報告第2号

和解に係る専決処分の報告について

損害賠償請求事件（大阪地方裁判所令和2年（ワ）第10338号）に係る和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月3日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- |          |   |
|----------|---|
| 1 専決処分の日 | 令和4年2月15日   |
| 2 和解の相手方 | ■■■■■■■■■■<br>■■■■■■■■■■  |
| 3 事件の概要  | 平成31年3月10日和解の相手方が大東市中垣内一丁目1番先の市道中垣内3号線を歩行していたところ、道路の陥没につまずき、転倒し、左膝等を負傷したことについて、損害の賠償を求めて大阪地方裁判所に訴訟が提起されたもの。 |

#### 4 和解条項の内容

(1) 大東市は、和解の相手方に対し、解決金として40万円の支払義務があることを認める。

(2) 大東市は、和解の相手方に対し、前号の金員を令和4年5月23日限り、和解の相手方が指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、大東市の負担とする。

(3) 和解の相手方は、その余の請求を放棄する。

(4) 和解の相手方及び大東市は、和解の相手方と大東市の間には、本件につき、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

#### 5 和解の理由

解決金等和解条項の内容が妥当であると判断したため。


報告第3号

訴えの提起に係る専決処分の報告について

建物明渡等請求事件に係る訴えの提起について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月3日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 専決処分の日    | 令和3年12月20日   |
| 2 事 件 名     | 枚方簡易裁判所令和4年(ハ)第76号<br>建物明渡等請求事件  |
| 3 訴えの相手方    |   |
| 4 訴訟物の価格    | 金803,109円  |
| 5 請 求 の 趣 旨 | (1) 建物を明け渡せ。<br>(2) 985,540円及び令和4年3月1日から同年3月31日<br>日まで月額50,650円の割合による金員、令和4年4月<br>1日から訴状及び訴状訂正申立書の送達の日まで51,<br>150円の割合による金員、訴状及び訴状訂正申立書の送達<br>の日の翌日から本件建物明渡済に至るまで月額85,750<br>円の割合による金員を支払え。<br>(3) 訴訟費用は、被告の負担とする。 |
| 6 訴えの理由     | 承認を受けることなく市営住宅に居住し、不法に占有している<br>ため。  |





報告第4号

令和3年度大東市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和3年度大東市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により調製したので、同項の規定により次のとおり報告する。

令和4年6月3日提出

大東市長 東 坂 浩 一

令和3年度大東市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
総務費	総務管理費	企画事務経費	968,000	968,000
総務費	総務管理費	行政サービスデジタル化推進事業	6,820,000	6,820,000
民生費	社会福祉費	非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付費	1,241,859,000	746,951,830
民生費	児童福祉費	子育て世帯への臨時特別給付金給付費	126,873,000	14,150,000
土木費	道路橋りょう費	橋梁長寿命化等修繕事業	38,749,000	38,749,000
土木費	都市計画費	都市計画総務経費(住宅都市)	6,545,000	6,545,000
土木費	都市計画費	まちづくり調査検討事業	7,898,000	7,898,000
土木費	都市計画費	都市公園再整備事業	47,117,000	46,435,000
土木費	都市計画費	深野北谷川線新設事業	139,464,000	139,464,000
土木費	都市計画費	野崎駅・四条畷駅周辺整備事業	23,245,000	23,245,000
教育費	小学校費	小学校管理経費(教育政策)	16,650,000	16,650,000
教育費	小学校費	小学校維持管理・保健経費	81,475,000	81,475,000
教育費	中学校費	中学校管理経費(教育政策)	9,900,000	9,900,000
教育費	中学校費	中学校維持管理・保健経費	624,404,000	624,404,000
教育費	幼稚園費	幼稚園経費(子ども)	7,777,000	7,738,000
教育費	社会教育費	飯盛城跡保存整備活用事業	3,278,000	3,278,000
合 計			2,383,022,000	1,774,670,830

繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

左の財源内訳					
既 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源				一般財源
	国庫支出金	府支出金	地方債	その他 特定財源	
				774,000	194,000
	6,820,000				0
	746,951,830				0
	14,150,000				0
	18,403,000		13,600,000	6,746,000	0
	2,181,000			4,364,000	0
					7,898,000
				46,435,000	0
	23,262,000		104,500,000	11,702,000	0
	12,000,000		8,900,000	2,345,000	0
	8,325,000			8,325,000	0
	9,728,000		71,200,000		547,000
	4,950,000			4,950,000	0
	138,679,000		485,400,000		325,000
				7,738,000	0
				3,278,000	0
0	985,449,830	0	683,600,000	96,657,000	8,964,000



報告第5号

令和3年度大東市水道事業会計予算に係る繰越額の使用に関する計画の報告  
について

令和3年度大東市水道事業会計予算に係る繰越額の使用に関する計画について、地方公  
営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、上下水道事業管理  
者から報告があったため、同項の規定により次のとおり報告する。

令和4年6月3日提出

大東市長 東 坂 浩 一

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
			円	円	円
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	第5回 拡張費	45,628,000	0	39,078,600
		管路更新 事業	16,786,000	0	14,243,900
計			62,414,000	0	53,322,500

(注) 翌年度繰越額には、消費税及び地方消費税を含む。

事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳		翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
損益勘定留保資金	不 用 額		
円  39,078,600	円  6,549,400	円  0	枚方土木事務所と八尾土木事務所との管理境界に見解の相違があったことから、協議に時間を要したため。
14,243,900	2,542,100	0	一部の管材において、塗料の製造元に日本水道協会規格の試験条件と異なる条件で得られた結果で認証を取得し、また、規定外の原料を使用した不適切行為があり、衛生性の確認に時間を要したため。
53,322,500	9,091,500	0	

議案第31号

大東市固定資産評価審査委員会委員の選任について

大東市固定資産評価審査委員会委員 川村 常雄氏の任期が、令和4年8月21日満了するにつき、同氏を再度選任いたしたく、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年6月3日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所 [REDACTED]  
氏 名 川 村 常 雄  
生年月日 [REDACTED]

公 職 歴  
平成 9年 5月 ～ 平成22年6月30日 保護司  
平成16年 8月 ～ 現在 大東市固定資産評価審査委員会  
委員  
平成24年12月 ～ 現在 大東市公平委員会委員



議案第32号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員として、法務大臣に対し、次の者を推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年6月3日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所	████████████████████
氏 名	松 本 光
生年月日	████████████████████

公 職 歴		
平成28年 4月	～	平成30年 3月 大東市立氷野小学校教頭
平成30年 4月	～	令和 4年 3月 大東市立三箇小学校教頭

議案第33号

財産の取得について

大東市立中学校における給食用の容器として、次の物品を取得する。

令和4年6月3日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- |          |   |
|----------|---|
| 1 取得する財産 | 中学校給食用の弁当箱                                      |
| 2 取得する数量 | (1) 弁当箱（御飯用） 7,080個<br>(2) 弁当箱（おかず用） 6,600個     |
| 3 取得の価格  | 金32,098,440円                                    |
| 4 取得の相手方 | 大阪市東淀川区豊里七丁目6番13号<br>株式会社アイホー 大阪支店<br>支店長 松石 康之 |

理 由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第3条に定める議会の議決に付すべき財産の取得の要件（予定価格の金額が、2,000万円以上の動産の買入れに係るものであること。）に該当するため。

議案第34号

財産の貸付けについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり貸付料を減額して財産を貸し付けることについて、議会の議決を求める。

令和4年6月3日提出

大東市長 東 坂 浩 一

1 貸し付ける財産 大東市立深野北小学校跡地

(1) 土地

所 在	敷地面積 (㎡)
大東市深野三丁目86番1 他13筆	14,127

(2) 建物

種類	建築年月	構造	階数	延べ床面積 (㎡)
校舎	昭和54年3月	鉄筋コンクリート造	4階建て	3,510.45
体育館	昭和56年3月	鉄筋コンクリート造	平家建て	680.00
多目的室	平成16年3月	鉄骨造	平家建て	90.44
合計				4,280.89

- 2 貸付けの相手方 大東市深野三丁目28番3号  
株式会社アクティブ・スクウェア・大東  
代表取締役 山 野 宏 一
- 3 貸 付 期 間 契約締結の日から5年を経過する日まで
- 4 貸 付 料 年額4,000,000円に大東市立深野北小学校跡地において行う事業の毎年度の収支状況に応じ、増額又は減額をした金額（増額をする場合にあつては当該増額後の額の上限を40,128,000円とし、減額をする場合にあつては当該減額後の額の下限を3,000,000円とする。）
- 5 減額する理由 大東市公民連携基本計画に基づき、公民連携のもと、貸付けの相手方が「大東でしか体験できない付加価値の高い暮らし方（大東スタイル）」の実現に向けて、大東市立深野北小学校跡地を活用し、「スポーツ・歴史文化・食」をテーマとした事業を展開するに当たり、当該事業の安定的な運営を確保する必要があるため。

議案第36号

大東市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について

大東市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年6月3日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

粗大ごみの処理に係る手数料を定めることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日  
 条 例 第 号

大東市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表ごみの部の次に次のように加える。

粗大ごみ	3辺（高さ、幅及び奥行きをいう。以下この表において同じ。）がいずれも30センチメートル以下のもの	随時	無料
	3辺のうち、いずれかが30センチメートルを超え、かつ、3辺の合計が3メートル未満のもの		1点につき 300円
	3辺の合計が3メートル以上のもの		1点につき 600円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に申込みのある粗大ごみの処理について適用する。

議案第37号

大東市附属機関条例の一部を改正する条例について

大東市附属機関条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年6月3日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき本市が設置する市長の附属機関を追加することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市附属機関条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日  
条 例 第 号

大東市附属機関条例（平成24年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会の項の次に次のように加える。

大東市立学校施設 整備基本設計等事 業者選定委員会	本市が設置する小学校及び 中学校（以下「小・中学校」 という。）の施設の整備に係 る基本設計及び実施設計を 行う事業者のプロポーザル 方式による選定についての 審議に関する事務	10人以内
---------------------------------	--	-------

別表教育委員会の部大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会の項中「本市が設置する小学校及び中学校（以下「小・中学校」という。）」を「小・中学校」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第38号

大東市立放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

大東市立放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年6月3日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大東市立放課後児童クラブの利用時間、使用料等を変更することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市立放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日  
条 例 第 号

大東市立放課後児童クラブ条例（平成21年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号及び第3号中「午前8時30分」を「午前8時」に改める。

第4条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第5条を次のように改める。

（入所資格等）

第5条 児童クラブに入所することができる児童は、本市内に在住し、かつ、小学校に就学している1年生から6年生までの児童であつて、その保護者が次の各号のいずれかに該当しているものとする。

- (1) 常態とする就労、疾病、介護その他市長が適当と認める事由により、放課後における児童の健全な育成が困難であること。
- (2) 児童の健全な育成に著しい支障を及ぼすおそれがあるものとして、市長が認める状態にあること。

2 前項第1号に掲げる要件にかかわらず、大東市立小学校の夏季休業日にあつては、就労、疾病、介護その他市長が適当と認める事由が規則で定める基準を満たす保護者についても、当該期間に限り、定員に達するまで、その児童を児童クラブに入所させることができる。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

第8条第4号中「第6条に規定する入所基準」を「第5条第1項各号に掲げる要件の全て又は同条第2項に定める要件」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条中「保護者」の次に「（第5条第2項の規定により、その児童を児童クラブに入所させる保護者を除く。）」を加え、「次に掲げる」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条第1号中「6,000円」を「5,500円」に改め、同条第2号中「6,000円」を「5,500円」に、「3,000円」を「2,750円」

に改め、同条第4号中「土曜日を」を「土曜日に」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第5条第2項の規定により、夏季休業日にその児童を児童クラブに入所させる保護者は、市長が定める期日までに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める使用料を納付しなければならない。

(1) 1世帯で児童1人を入所させたとき 8,250円

(2) 同一世帯で2人以上の児童を入所させたとき 最も年齢の高い児童は8,250円、その他の児童は1人につき4,120円

(3) 利用時間を延長したとき 児童1人につき2,250円

(4) 土曜日に利用したとき 児童1人につき1,800円

第10条を第9条とし、第11条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

第14条第2項中「利用料金は、第10条各号に掲げる利用料金」を「利用料金の額は、第9条第1項各号及び同条第2項各号に定める使用料の額」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 第3条から第11条までの規定は、前条の規定により児童クラブの管理を指定管理者に行わせる場合について準用する。ただし、第9条から第11条までの規定は、第1項第4号に規定する利用料金の収受に関する業務を指定管理者に行わせる場合に限る。

第14条に次の1項を加える。

5 前項の場合において、第3条第1項及び第4条中「市長が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは市長の承認を得て」と、第5条及び第6条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条各号列記以外の部分中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第5号中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第6号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条から第11条まで（各条の見出しを含む。）の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。ただし、第7条第5号の読替えにあつては、第1項第4号に規定する利用料金の収受に関する業務を指定管理者に行わせる場合において、同条の規定を準用する場合に限る。

第14条を第13条とし、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。

別表大東市立灰塚小放課後児童クラブの項を次のように改める。

大東市立灰塚小放課後児童クラブ	大東市灰塚一丁目3番1号 大東市立灰塚小学校内
-----------------	----------------------------

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



印刷物番号

4 - 2 1